

瀬戸内海国立公園（大分県地域）の公園計画の変更に関する パブリックコメントの実施結果について

1．概要

平成24年7月5日（木）から8月3日（金）までの間、今回の変更に対する国民の皆様からのご意見を募集した結果について公表します。

また、中央環境審議会自然環境部会自然公園小委員会においても、これらの結果を報告します。

2．変更に対する国民からの意見募集の結果

【意見提出数】

- ・電子メールによるもの 1通

【整理した意見総数】

- ・今回の変更案に係るもの 2件

【ご意見と対応方針】

資料1のとおり

3．今後の予定

- | | |
|----------|--------------------------|
| 平成24年12月 | 中央環境審議会に変更案を諮問 |
| 平成24年12月 | 中央環境審議会より答申 |
| 平成25年2月 | 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示 |

**瀬戸内海国立公園（大分県地域）の公園計画の変更に関する
パブリックコメントの実施結果**

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
1	姫島地区の観音崎を第2種特別地域とする案には賛成である。	1	変更案について御理解をいただき、ありがとうございます。
2	道路はすべて自然歩道として整備してほしい。 施設は自然環境の悪化が懸念される公園内ではなく、公園外に整備してほしい。公園外で整備する場合でも、自然環境を壊さないようにするべき。	1	<p>今回の公園計画の変更は、瀬戸内海国立公園大分県地域の姫島地区、国東半島地区、高島地区及び高崎山地区において、ジオパークの認定に向けた地域の取組や森林セラピー等の新しい利用形態に対応することを目的としています。</p> <p>利用施設計画の道路には、歩道、車道等の種類がありますが、今回の点検にかかる歩道はすべて自然歩道として整備する予定です。</p> <p>また、国立公園では車による利用についても、国立公園の利用形態の一つとなっており、景観観賞や公園利用地点間の連絡等の機能を有する車道を公園計画に位置づけています。今回の点検に係る車道計画は整備された既存の車道を公園計画に位置づけることとしており、計画変更により新たな車道の新設やそれに伴う自然環境への影響が生じることはないものと考えております。</p> <p>利用施設は適切な利用のために必要なものを最小限の規模と仕様でつくることとしています。利用施設の適切な整備により、過剰利用など自然環境への影響を防ぐ効果もあります。</p> <p>これらの計画が国立公園事業として実施される場合にあっては、自然環境の保護に支障が生じないように、適切に指導して参ります。</p>